

# 個人と法人の事業承継税制

個人版事業承継税制（※）		法人版事業承継税制	
相続税・贈与税の 納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の 納税猶予制度	
10年間の時限措置 （平成31年～）	期間	10年間の時限措置 （平成30年～）	
100%	猶予割合	100%	
土地、建物、機械・器具備品等	対象資産	非上場株式	
・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件	要件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件	

※小規模宅地特例との選択制

## 法人の事業承継税制の抜本拡充（平成30年度実施済み）

### 1 経営環境変化に対応した減免制度の導入

#### 改正前

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。



#### 現在

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

### 2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大

#### 改正前

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。



#### 現在

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。

### 3 雇用要件の抜本的見直し

#### 改正前

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。



#### 現在

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

### 4 対象者の制限を大幅に緩和

#### 改正前

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。



#### 現在

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。

※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用。